

平成30年1月15日

県立病院総合医療情報システム  
更新整備等業務に係る審査委員会  
委員 各位

株式会社YCC情報システム  
代表取締役社長 朝井 正夫

## 県立病院システム統合事業に係る意見書

### はじめに

一部報道のとおり、県立3病院の医療情報システム統合事業については、メーカー統一の先行による、将来的な事業費増大の恐れが指摘されており、医療関係者のみならず、広く県民がその道程に関心を寄せているところです。

システム更新の方法について、平成29年12月12日の外部有識者会議においても議論されております。

しかし、この会議の結果、当社は、かねてから公開質問状で表明したいくつかの疑念がさらに深まり、公正な取引と透明な行政が毀損されかねないとの懸念を持つに至りました。

この懸念は、地元一私企業の立場からのみならず、県民として、巨額の血税の公平・公正な執行への希求に由来するものです。

これを踏まえ、審査委員各位に意見書として当社見解を提出いたします。

審査委員の皆様には、かかる懸念を十分にご認識下さり、病院事業局の事業執行につきまして、看過なく審査されますよう、お願い申し上げます。

### 1. 医療情報システム「基本構想」からの逸脱と行政の不作為

平成29年12月12日に開催された外部有識者会議では、「一足飛びに『医療情報システムの共通化』を実現することは困難であるため、将来的な共通化に向けたワンステップとして、3つの病院にそれぞれ導入する」としている。

この会議で示された資料によれば、他の自治体病院（東京都、徳島県、広島市）の事例では、全て、一度で本格的なシステム統合である「医療情報システムの共通化」を実現している。

病院事業局の言う「ワンステップ」は、前回アクセンチュアが失敗したシステム統合以来7年間、県が基本構想の具体化を全く遂行していないこと、すなわち行政の不作為を糊塗する何よりの証左である。

## 2. 「共通パッケージソフト」が示す欺瞞性

外部有識者会議で示された資料によれば、NEC、富士通が提案しているのは、本格的なシステム統合である「医療情報システムの共通化」である。

今回の病院事業局の資料説明による「共通パッケージソフト」なるものは、いずれのメーカーも提案していない。

病院事業局の言う「共通パッケージソフト」とは、病院毎の仕様は個別のまま、単に同一メーカーのソフトであることに過ぎない。

すなわち、「共通パッケージソフト」は、真のシステム統合とは全く異なるものであり、再度、統合システムの調達を行う必要がある。

まさに、当社がかねて問題提起している「似非統合」であることが、病院事業局みずからの資料によって明白になった。

また、「共通パッケージソフト」の導入効果として、「医療安全の確保」を謳っているが、県立中央病院、山大付属病院、済生館とも、それぞれ異なるソフト、システムを運用している中で、これに起因する医療事故の事例も示されていない。

病院事業局の説明は、まさに姑息な理由付けであり、詭弁である。

## 3. 積算根拠を提示できない、異常な「過剰予算」

外部有識者会議において、今回の予算37億1千8百万円と、前回の3病院個別調達額合計22億円との差額の根拠は、ついに明らかにされなかった。

この会議にて、病院事業局は、価格の差は「部門システムの範囲が異なる」「運用保守費用が含まれる」と説明したが、これは、22億円の中に運用保守費用が既に含まれていることを隠蔽した説明であった。

同じく、外部有識者会議で示されたNECの資料では、共通システムの見積額として26億円としている。

今回の予算額約37億円強との差11億円の根拠を、病院事業局は明確に説明することができなかった。

また、昨年12月14日開催の県議会にて新澤管理者は、「共通パッケージソフトを導入すると、診療報酬改定時の費用削減効果がある」と荒唐無稽な答弁をしている。

診療報酬改定に伴うコストは、新庄病院の場合、500万円程度であり、3病院全体でも予算全体のごく一部に過ぎず、この削減のために37億円強もの巨額の血税を執行する意味は全くない。

病院事業局は、当社が公開質問状の中で再三指摘したにもかかわらず、削減効果を具体的に示すことができなかった。

県立病院の平成28年度の収支は、約15億円の赤字であり、累積債務が416億円にも膨れ上がっている。

最小限の予算で済む、現行システムの延命処置も検討すべきである。

#### 4. 予算措置が示す「特定メーカーありき」の筋書き

外部有識者会議によれば、新庄病院には、ベンダー変更を前提とした「電子カルテの旧データ参照用システム費用として5千8百万円、部門連携費用として9千6百万円」が予算化されている。

一方、中央病院と河北病院には、この予算措置がない。

このことは、新庄病院の現行ベンダーを排除する筋書きの証左である。

すなわち、当社がかねてより公開質問状の中で指摘した、「特定メーカーありき」の調達であることが、病院事業局みずからの説明で明らかになったものである。

今回のシステム統合事業において、万一、特定メーカーへの利益誘導構造が存在するようなことになれば、県の病院行政に対する信頼は著しく失墜し、由々しき事態に発展することが懸念されるものである。

以 上